大船渡港港湾計画変更(軽易な変更) 説 明 資 料

大船渡港 港湾計画変更



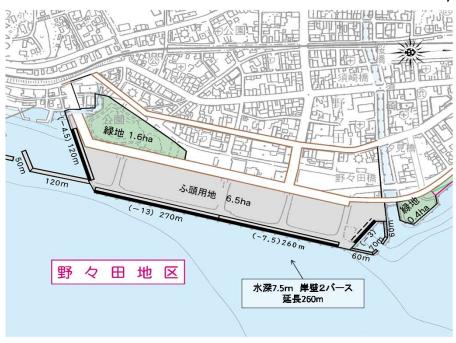
【変更内容】

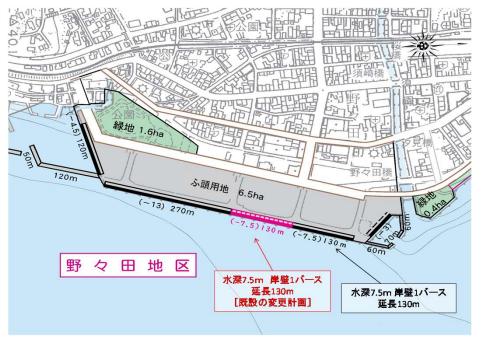
大船渡港野々田地区の既設の水深7.5m岸壁1バースを大規模地震発生時における緊急物資等の輸送拠点とするため、大船渡港港湾計画において大規模地震対策施設計画(耐震強化岸壁)として位置付けるものである。

【既定計画】野々田地区○大規模地震対策施設計画(位置付けなし)



【今回計画】野々田地区 〇<u>大規模地震対策施設計画</u> 水深7.5m 岸壁1バース 延長130m(公共)





(変更前) (変更後)

【目的】

大規模地震が発生した場合に、物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画するものである。

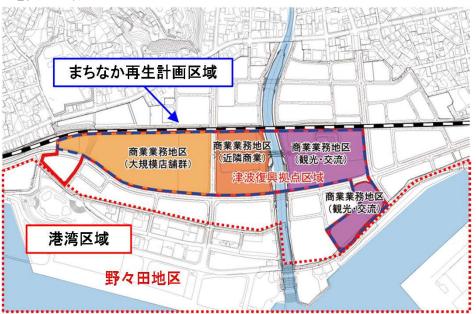
【計画変更の背景等】

- ① 臨海部防災拠点マニュアル(H28.3月)(国土交通省港湾局)では、緊急物資輸送を効率的に行うためには、市 街地に近接した地区に耐震強化岸壁を設けることが有効とされており、中心市街地に近接する野々田地区が有 効と判断されること。
- ② 大船渡市においては、復興まちづくりが進んだことから、港湾背後地の土地利用形態が明確になったこと。
- ③ 平成30年4月に「重要物流道路制度」が創設され、平成31年4月には、国道45号と大船渡港野々田地区を結ぶ 市道も「重要物流道路」※に指定されたこと。

※重要物流道路: 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定し、機能強化 と重点支援を実施(災害時における道路啓開・災害復旧を国が代行できることなど)



野々田地区と重要物流道路の位置関係



大船渡市「まちなか再生計画」区域と大船渡港港湾区域の位置関係

【野々田地区への位置付け】

- 緊急物資輸送を効率的に行うためには、市街地に近接した地区に耐震強化岸壁を設けることが有効であり、大 船渡港周辺の地形特性から中心市街地に近接する野々田地区が最適と判断される。
- また、対象施設については、重要物流道路等からの距離や通常時の岸壁利用状況のほか、過去の大規模地震 発生時の利用船型等も加味し、当該施設が最適と判断される。
- ※ 野々田地区-7.5m岸壁は重要物流道路からの距離が最短となる施設であり、背後の埠頭用地も確保しやすい 利点がある。

耐震強化岸壁背後の防災拠点としての埠頭用地

- 耐震強化岸壁背後の防災拠点として埠頭 用地(6.5ha)の利用が想定可能。
- ・平時は砂利・砂等が仮置きされている 可能性があるが、大規模災害発生時には 近接するコンテナヤード等の利用状況も 勘案し、必要面積を確保することが可能。
- •埠頭用地は、①部隊用基地拠点、②臨時 ヘリポート、③緊急物資一時保管・仕分け 及び運搬車両駐車場所が想定される。
- ・なお、埠頭用地背後には緑地(1.6ha)や 臨時ヘリポート(約0.5ha)、一時避難場所 があるため、これらも含めた柔軟な利用を 想定可能。



【大船渡市地域防災計画との関連性】

- 大船渡市地域防災計画では、緊急物資は物資集積拠点(大船渡市民体育館、大船渡市民交流館(カメリアホール))に運搬・集積し、そこから市役所や支所、地域の避難所(市内68箇所)に運搬・配給する計画とされている。
- ※ 東日本大震災では津波の影響で市内の大部分が冠水した背景もあり、緊急物資の保管施設も市内各所や港湾 区域内の仮設テントなどを活用した経緯がある。

本編 第3章 災害応急対策計画

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び 航空輸送の有機的な連携を図る。 なお、物資の輸送に当たっては、県及び市の物資集積・ 輸送拠点を経て、各避難場所等へ物資が届けられるよう 緊急輸送ネットワークの形成を図る。

第3 交通確保

2 防災拠点等の指定

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通 の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防 災拠点、緊急物資等の集積、輸送の中核となる物資集 積・輸送拠点(以下「防災拠点等」という。)を次のとおりと する。

- イ 物資集積・輸送拠点
- (ア)物資集積拠点

大船渡市民体育館、大船渡市民交流館・カメリアホール

(イ)輸送拠点(海上輸送拠点)

大船渡港、根白漁港、越喜来漁港、綾里漁港



緊急物資輸送ルート及び物資集積拠点位置

【環境保全に関する影響と評価】

- ①大気質: 新たな大気汚染の発生源は限定的であることから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。
- ②水質: 水質汚濁負荷の増加を伴う施設の計画はないことから、周辺海域への水質への影響は軽微であると考えられる。
- ③騒音・振動: 野々田地区での新たな発生交通量はないため、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。
- ④漁業: 潮流、水質への影響はなく、海生生物に与える影響も小さいことから、漁業に与える影響は軽微であると 考えられる。
- ⑤その他: 生態系、景観等への影響については、計画の規模が小さいことから、本計画による影響は軽微である と考えられる。

【総合評価】

今回の計画変更において、環境に及ぼす影響は軽微なものと考える。

なお、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について十分検討し、さらに十分な監視体制のもとに、環境に与える影響をできるだけ少なくするように慎重に実施する。

■関係機関への意見照会結果

関係機関名	意見内容	意見への対応
岩手県環境生活部	意見なし	
岩手県農林水産部	意見なし	
岩手県総務部	意見なし	
第二管区海上保安本部 釜石海上保安部	意見なし	
国土交通省東北運輸局	意見なし	
財務省 函館税関	意見なし	
大船渡市長	意見なし	
大船渡市漁業協同組合	意見なし	6

【参考】東日本大震災津波における野々田ふ頭利用状況

〇東日本大震災に係る津波注意報解除後、約10日で海上啓開作業が終了し、3月23日午後には野々田地区岸壁に中部地方整備局の清龍丸が震災後初入港し、緊急物資の荷下ろしを行った。



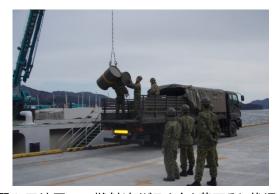


日 付	経 過
平成23年 3月11日	東日本大震災発生
平成23年 3月13日	津波注意報 解除
平成23年 3月22日	海上啓開作業終了
平成23年 3月23日	緊急物資の輸送開始





野々田地区での緊急物資荷下ろし状況 (中部地方整備局:清龍丸)(H23.3.23撮影)



野々田地区での燃料油(ドラム缶)荷下ろし状況 (北海道開発局:広域防災フロート)(H23.3.24撮影)

- ※東日本大震災津波における大船渡港(公共岸壁)への緊急物資輸送実績は国交省中部地整「清龍丸」のほか、海上保安庁の測量船等、北海道開発局の広域防災フロートによる燃料の搬入や、(株) 商船三井「ふじ丸」(全長167m、喫水6.55m)(運航・日本チャータークルーズ(株))による被災者の食事・入浴支援等に利活用された実績がある。
- ※地震災害発生時の緊急物資の取扱想定は、臨海部防災拠点マニュアル(H28.3月)(国土交通省港湾局)に基づき、水、毛布、衣料、食料、日用品・生活用品等を想定。

【参考】まちなか再生計画における津波防災拠点施設

大船渡市における「まちなか再生計画」の津波防災拠点施設

○ 平成30年に市中心部のJR大船渡駅前に津波防災拠点施設が整備されており、常時は観光案内所や会議室等の観光客や市民交流の場として利用されているが、津波発生時には屋上広場が一時避難場所となる。



【施設概要】

・施設名称 : 大船渡市防災観光交流センター「おおふなぽーと」

・供用開始日: H30.4.29(一部)(全館オープン: H30.6.1)

•指定管理者: (一社)大船渡市観光物産協会

1階・・・・観光交流施設(観光案内所)、ピロティほか

2階・・・ 多目的室、展示室、和室、会議室ほか

3階・・・展望デッキ、備蓄倉庫、屋上広場※

※津波の恐れがある場合の一時避難場所(155㎡、

T.P.+17.35m)









